

国民年金(基礎年金)3つのメリット



- 1. 老後のために 老齢基礎年金
- 2. 病気やけがで障害の状態になったときに 障害基礎年金
- 3. 加入者が亡くなったとき、大切な家族のために 遺族基礎年金

老齢基礎年金

納付 + 免除 + 厚生年金等 + カラ期間(※)
が25年以上あれば受け取れます。

※カラ期間

- 日本人で海外に住んでいた期間
- 昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金や共済組合に加入していた期間
- 平成3年3月以前に学生(20歳以上で夜間制、通信制を除く)であった期間 など

障害基礎年金

納付についての要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から初診日(※)の前々月までに、**3分の2以上保険料を納付(免除)**していること
 - ②初診日(※)の前々月からさかのぼって、**直近1年間に未納がないこと**
- ※初診日…障害の原因となった病気やけがで、初めて病院に行った日

★障害基礎年金は1級・2級のみですが、厚生年金加入期間中に初診日がある場合、障害厚生年金となり3級まで支給します。

遺族基礎年金

納付についての要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から死亡日の前々月までに、**3分の2以上保険料を納付(免除)**していること
- ②死亡日の前々月からさかのぼって、**直近1年間に未納がないこと**

★死亡日が厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となります(支給対象の遺族の範囲も異なります)。

支給対象の遺族

- ①子のある配偶者 ②子(※)

※子とは18歳に達する年度末までの子。障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満。なお、いずれも婚姻していないこと

第1号被保険者の独自給付

死亡一時金

国民年金保険料を**3年以上納めた方(※)**が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※一部免除が承認され、減額された保険料を納付した期間も含まれますが、算入割合が異なります。

寡婦年金

老齢年金を受給できる資格(**25年以上**)のある夫(婚姻期間10年以上)が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

特別障害給付金

任意加入であった次の期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

対象となる方

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間制、通信制等を除く)
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などに加入していた方の配偶者

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線116・117

納付が困難な場合は**免除申請**があります！

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう(所得制限があります)。

※免除対象期間は、申請時点の**2年1カ月**前の月まで

例)平成28年3月に申請した場合
平成26年2月

平成28年3月

← 免除申請可能期間

～免除の対象となる方～

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の方
2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めることが困難な方
5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない方
6. 失業により、保険料を納めることが困難な方

※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要となります。詳しくは年金係までご相談ください。



免除の種類	全額免除	3 / 4免除	半額免除	1 / 4免除	30歳未満限定若年者納付猶予
月額保険料(平成27年度)	なし	月額 3,900円	月額 7,800円	月額 11,690円	なし
受け取る年金額への影響は？	定額納付と比べると2分の1を加算	定額納付と比べると8分の5を加算	定額納付と比べると4分の3を加算	定額納付と比べると8分の7を加算	受け取る年金額への加算なし

～保険料の納め忘れにご注意下さい！～

◆免除が承認されても、一部免除(3/4、半額、1/4)の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。



Q：現在、学生ですが免除制度は申請できないのですか？

A：納付が困難な方で学生の場合は、**学生納付特例制度**があります。

～対象となる方～

- ◆大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、及び各種学校などの修業年限が1年以上の課程に在学する学生。
- ◆前年の各種控除後の所得が118万円(収入目安は194万円)以下の方です。なお、退職があった場合はこのかぎりではありませんが雇用保険の「離職票」などが必要となります。詳しくは年金係までご相談ください。